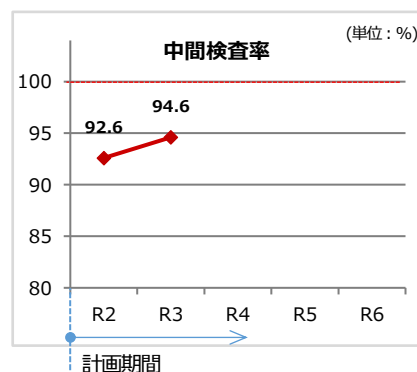


【 目標の進捗状況 】

1 中間検査率 (％)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
中間検査率	100	92.6	94.6			

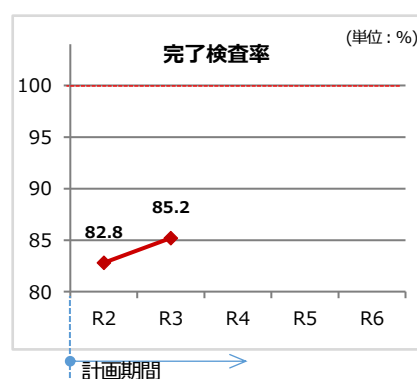
- ※中間検査率＝年度毎の（中間検査合格証交付件数）
 ／（確認済証交付件数のうち中間検査対象件数－取りやめ届数）
- ※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。
- ※年度内に特定工程工事完了予定日を迎えない件数は含まない。
- ※検査済証が交付されたものは、中間検査合格証を交付したものとみなす。
- ※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第 97 条の 2 の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第 148 条に定める建築物等に限りに除く。）



2 完了検査率 (％)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
完了検査率	100	82.8	85.2			

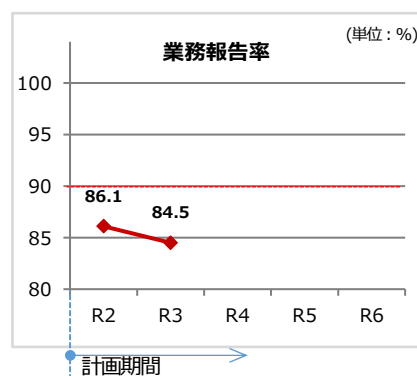
- ※完了検査率＝年度毎の（検査済証交付件数）
 ／（確認済証交付件数－取りやめ届数－用途変更確認済証交付件数）
- ※計画変更及び計画通知に対する確認済証交付件数は含まない。
- ※年度内に工事完了予定日を迎えない件数は含まない。
- ※建築主事を置く市町村の区域内のものを除く。（建築基準法第 97 条の 2 の規定により建築主事を置く市町村の区域にあつては、建築基準法施行令第 148 条に定める建築物等に限りに除く。）



3 業務報告率 (％)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
業務報告率	90	86.1	84.5			

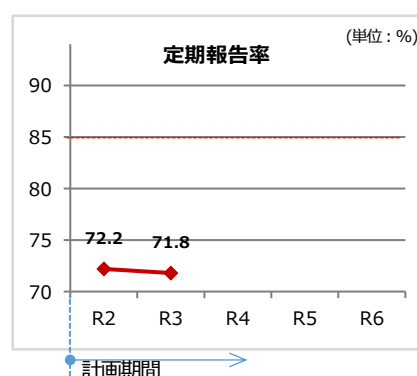
- ※業務報告率＝事業年度毎の（建築士事務所が提出する業務報告書の報告数）
 ／（登録されている建築士事務所件数）



4 定期報告率 (％)

年度	目標値	R2	R3	R4	R5	R6
定期報告率	85	72.2	71.8			

- ※定期報告率＝（直近の用途別定期報告の報告数の総和）／（定期報告対象建築物数）
- ※建築主事を置く市町村（建築基準法第 9 7 条の 2 の規定によるものを除く）の区域外のものに
 限る。



令和 3 年度の取組状況等は別紙を参照

1 中間検査率 及び 2 完了検査率

○目標：共に100%

施策と取組	建築規制制度の浸透度向上
令和3年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証交付時における完了検査制度に関するリーフレットの配布 ・建築パトロール時における中間（完了）検査の受検啓発（新型コロナウイルス感染拡大状況に応じ、縮小して実施） ・ハガキ等による中間（完了）検査受検に関する督促の実施
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の取組を引き続き実施 ・建築関係団体の行事や指定確認検査機関との会議を活用した更なる周知 ・縮小していた建築パトロールを再開することによる更なる検査受検の啓発を実施

3 業務報告率

○目標：90%

施策と取組	建築士等への指導・監督
令和3年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書の提出に関する事前案内通知の送付 ・業務報告書未提出の建築士事務所に対する督促状の送付 ・書面による建築士事務所の管理状況調査の実施
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事前案内通知や督促状の送付を継続して実施 ・新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み控えていた建築士事務所の立入調査の再開による業務報告率の提出に関する指導の実施

4 定期報告率

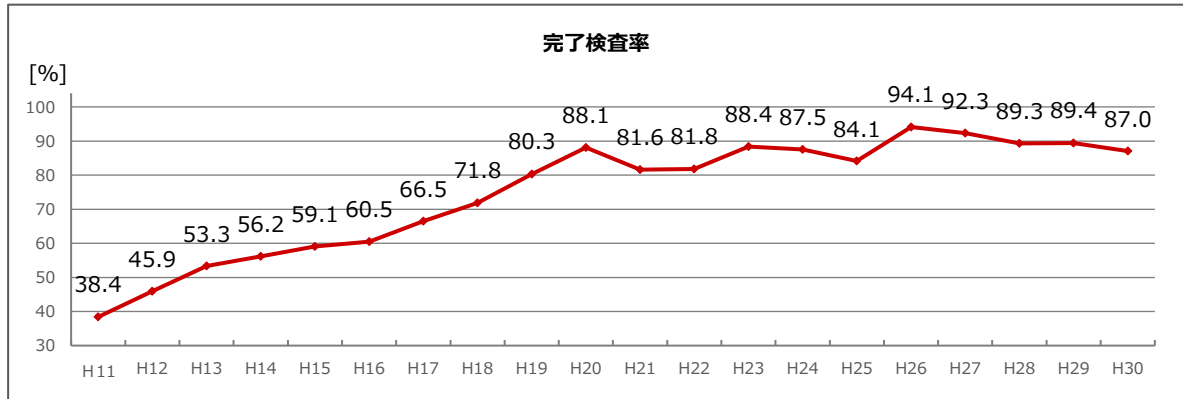
○目標：85%

施策と取組	定期報告制度の実効性確保
令和3年度の取組状況	<ul style="list-style-type: none"> ・定期報告制度における県ホームページ上での周知 ・定期報告対象建築物の所有者等に対する事前通知の送付
令和4年度の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・未報告の所有者等に対する督促状を送付 ・新型コロナウイルス感染拡大状況に鑑み控えていた建築物防災週間における立入調査の再開による定期報告書の提出に関する指導の実施

【参考資料】 達成目標における過去の推移

(千葉県建築行政マネジメント計画 (第3次) 【令和2年8月策定】から引用)

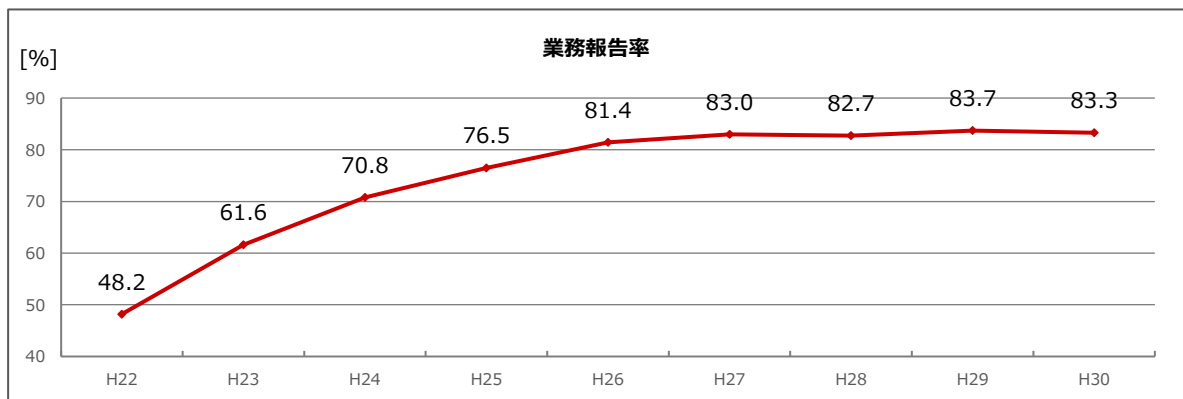
○完了検査率



※計画変更確認済証交付件数及び計画通知に対する適合通知件数は含まない。

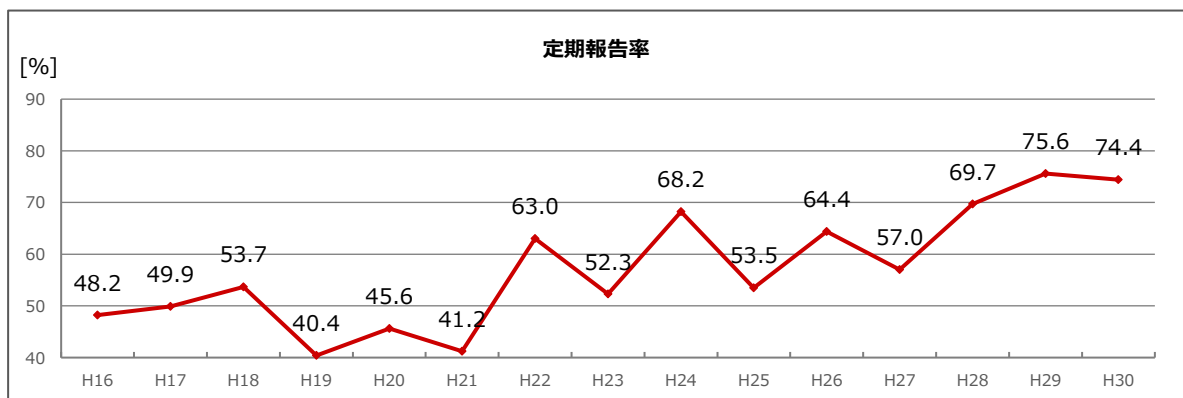
※本グラフは、特定行政庁である県と14市並びに限定特定行政庁である7市の合計の数値となっている。

○業務報告率



※業務報告書の報告状況は、平成22年度から集計している。

○定期報告率



※本グラフは、特定行政庁である県と14市並びに限定特定行政庁である7市の合計の数値となっている。